

# これまでの議論の整理 参考資料

---

# 1. 技術者の効率的活用の促進

# 建設業法で規定する現場に配置する技術者(現行基準)

工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者
元請工事における下請合計金額	3,000万円以上 (建築一式工事は4,500万円以上)	3,000万円未満 (建築一式工事は4,500万円未満)
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一級国家資格者               <ul style="list-style-type: none"> <li>・1級施工管理技士</li> <li>・1級建築士</li> <li>・技術士</li> </ul> </li>   <li>●実務経験者(指定7業種は除く)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一級国家資格者               <ul style="list-style-type: none"> <li>・1級施工管理技士</li> <li>・1級建築士</li> <li>・技術士</li> </ul> </li>   <li>●二級国家資格者               <ul style="list-style-type: none"> <li>・2級施工管理技士等</li> </ul> </li>   <li>●実務経験者               <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学(指定学科)卒業後3年以上の実務経験</li> <li>・高校(指定学科)卒業後5年以上の実務経験</li> <li>・10年以上の実務経験</li> </ul> </li> </ul>
工事現場における専任の要件 <sup>注)</sup>	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、請負金額が2,500万円(建築一式の場合は5,000万円)以上で必要	
その他	建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者 (公共工事における元請の専任技術者については、3ヶ月以上の雇用関係が必要)	

注)専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。  
(「監理技術者制度運用マニュアル」(H16.3.1))

## ■地方の好循環拡大に向けた緊急経済対策【H26.12.27閣議決定】

- ・現下の経済情勢等を踏まえた事業者への支援(原材料高騰への対応)
- ・建設産業の担い手確保・育成、発注平準化等の施工確保対策等

⇒各年度予算に対する円滑な執行が必要

## ■建設工事を取り巻く動向

### ○物価上昇

- ・建設工事デフレーター(物価率)

101.0%(H5年)→109.6%(H25.12~H26.11月次値平均)

### ○消費税増税

- ・金額要件は税込であり、消費税増税に伴い実質的(税抜)な金額要件は下がっている
- ・今後、更に増税が予定されている

3%(H元年)→5%(H9年)→8%(H26年)→10%(予定)

物価上昇等を踏まえた金額要件の見直しを実施

引き続き、技術者の業務実態、工事種別・内容等に応じた制度見直しについて検討・見直しを実施

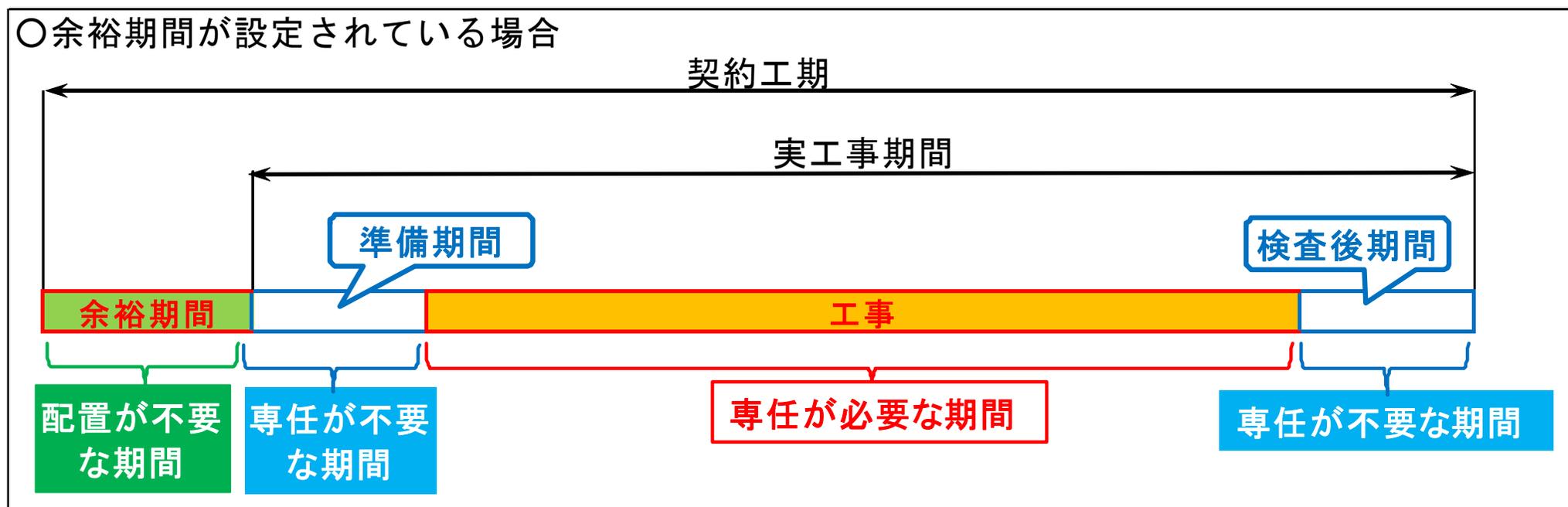
# 配置の運用改善 ～ 配置を要する期間 ～

## 検討案

○ 余裕期間が設定された工事における技術者配置の運用を明確化。

- ・「余裕期間」は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備等を行うために設定。
- ・余裕期間は、実工事期間の30%を超えず、かつ4ヶ月を超えない範囲で設定。
- ・余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工事に着手できる。

○ 余裕期間が設定されている場合



## 現行の規定

- 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあるため、監理技術者等の工期途中での交代は、慎重かつ必要最小限とすることが必要

## 〔技術者の途中交代に関する条件・例示〕

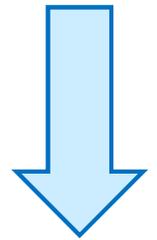
- ・ 監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合
- ・ その他次に掲げる場合等
  - ① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
  - ② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
  - ③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

(「監理技術者制度運用マニュアル」より)

### 事業協同組合の設立〔国土交通省、都道府県が認可〕

- 4人以上の者が発起人となり、行政庁の認可を受けなければならない
- 組合員が任意に加入し、又は脱退することができる

(中小企業等協同組合法)



共同受注事業1年以上行っており、相当程度の共同受注の実績

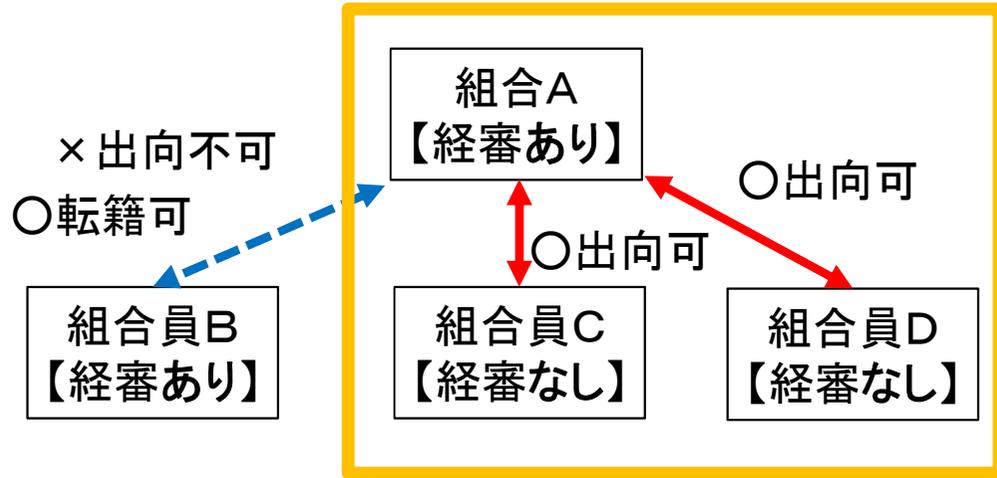
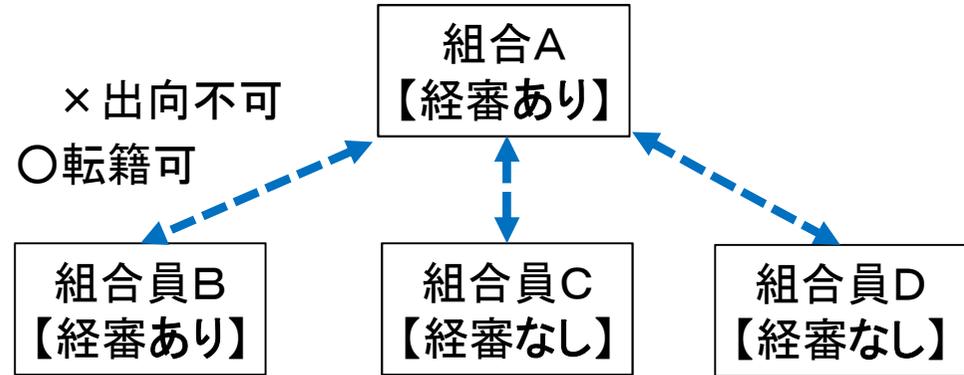
### 官公需適格組合の証明の取得〔経済産業局(中小企業庁)が認可〕

- 官公需の受注に関し、熱心な指導者がいること
- 常勤役職員が2名以上おり、当該役職員のうち2名以上が技術職員であること  
(専任が必要な規模の工事を受注する場合)
- 工事の施工の基本方針等についての企画・調整委員会が設置されていること
- 組合員が自由脱退する場合の予告期間を1年としていること
- 証明の有効期間は3年とし、更新を必要とする

〔官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律、官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領〕

### 3) 技術者に求める直接的かつ恒常的雇用関係 官公需適格組合における在籍出向

現状	改善案
----	-----



・ 在籍出向者は出向先において監理技術者等として配置することはできない。

※監理技術者等については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要  
(監理技術者制度運用マニュアル)

**【条件案】**

- ① 官公需適格組合に限る  
(組合が主体的に関与する企画・調整員会を設置し、元請としての主体的関与が別途なされているため)
- ② 経審を取得していない組合員との間に限る  
(複数入札の防止、組合以外の企業との競争の公平性確保 等)
- ③ 建設業許可を受けている組合員との間に限る  
(技術者としての経験・能力の担保、また、派遣会社からの出向を排除するため)
- ④ 一定の地域要件内の組合員との間に限る(要検討)  
(地域の担い手の維持・確保のため)

# 監理技術者、主任技術者の資格要件

		土木一式	建築一式	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・フロン	鋼構造物	鉄筋	ほ装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	※解体				
建設業法	技術検定	建設機械1級																																
		建設機械2級																																
		土木1級																																
		◎土木2級																																
		◎建築1級																																
		◎建築2級																																
		電気工事1級																																
		電気工事2級																																
		管工事1級																																
		管工事2級																																
		造園1級																																
造園2級																																		
地すべり防止工事試験						1																												
1級計装士									1	1																								
解体工事施工技士																																		
技術士法	◎技術士																																	
建築士法	建築士1級																																	
	建築士2級																																	
	建築設備士																																	
電気工事士法	第1種電気工事士																																	
	第2種電気工事士																																	
電気事業法	電気主任技術者																																	
電気通信事業法	電気通信主任技術者																																	
水道法	給水装置工事主任技術者																																	
消防法	消防設備士																																	
職業能力開発促進法◎	技能検定	1級																																
		2級			3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	

凡例
 監理技術者・主任技術者資格
  主任技術者資格 (数字は、資格取得後、必要な実務経験年数)
  指定建設業

◎は業種に対応した細かな資格の種別、部門、職種、科目が設定されている。 ※解体工事業については平成28年6月から施行

# 大工工事・とび・土工工事に係る現在の業種区分とその技術者資格

工事の種類	工事の内容	例示	監理技術者資格	主任技術者資格
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事 <u>型枠工事</u> 造作工事	1級技術検定 (建築) 1級建築士	2級技術検定 (建築(躯体・仕上げ)) 2級建築士 木造建築士 1級・2級技能士 ( ・建築大工 <span style="background-color: green; color: white; padding: 2px;">追加</span> ・ <u>型枠施工</u> )
とび・土工・コンクリート工事	イ)足場の組立、機械器具、建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事  ロ)くい打ち、くい抜きおよび場所打ぐいを行う工事  ハ)土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事  ニ)コンクリートにより工作物を築造する工事  ホ)その他基礎的ないしは準備的工事	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事  ロ)くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事  ハ)土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事  ニ)コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事  ホ)地すべり防止工事、地盤改良工事ボーリングクラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事	1級技術検定 (土木、建築、建設機械)  技術士	2級技術検定 ( 土木(土木、薬液注入) 建築(躯体)、 建設機械 )  1級・2級技能士 ( ・とび ・ <u>型枠施工</u> ・コンクリート圧送施工 ・ウェルポイント施工 )  地すべり防止工事士

# 管工事・板金工事に係る現在の業種区分とその技術者資格

工事の種類	工事の内容	例示	監理技術者資格	主任技術者資格 (* 監理技術者資格以外)
管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事 冷凍冷蔵設備工事 空気調和設備工事 給排水・給湯設備工事 厨房設備工事 衛生設備工事 浄化槽工事 水洗便所設備工事 ガス管配管工事 <u>ダクト工事</u> 管内更生工事	技術士 上下水道 衛生工学 等  1級技術検定 (管工事)	2級技術検定 (管工事)  1級・2級技能士 ・配管 ・冷凍空気調和 機器施工 ・ <b>建築板金</b> <b>(ダクト板金)</b> 給水装置工事 主任技術者  建築設備士  1級計装士
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事 建築板金工事	1級技術検定 (建築)	2級技術検定 (建築)  1級・2級技能士 ・ <b>建築板金</b> <b>内外装板金</b> <b>ダクト板金</b> ・工場板金

追加

# 監理技術者資格者証と監理技術者講習

- 元請業者が工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「監理技術者資格者証」の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者の中から選任しなければならない。（建設業法第26条第4項）
- 選任された監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。

現行の監理技術者資格者証(左)と監理技術者講習修了証(右)

氏名	年 月 日 生 本籍
住所	
写 真	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日 交付番号 第 号
	監理技術者資格者証 年 月 日 まで有効 国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者 印
所属建設業者	許可番号
有する資格	
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゅ板力塗防内機絶通園井具水消 有・無

(表面)

(裏面)

監 理 技 術 者 講 習 修 了 証	
修了証番号 第 号	
写 真	本 籍 氏 名 (生年月日 年 月 日) この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。 修了年月日 年 月 日 登録講習実施機関代表者 印 ( 登録番号 第 号 )

(表面)

(裏面)

備考	

注意事項
1 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
2 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

改善後の監理技術者資格者証

氏名	年 月 日 生 本籍
住所	
写 真	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日 交付番号 第 号
	監理技術者資格者証 年 月 日 まで有効 国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者 印
所属建設業者	許可番号
有する資格	
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゅ板力塗防内機絶通園井具水消 有・無

(表面)

(裏面)

備考	
講習実施機関もしくは資格者証発行機関が講習履歴を記録	

統合

## 2. 優秀な技術者の確保

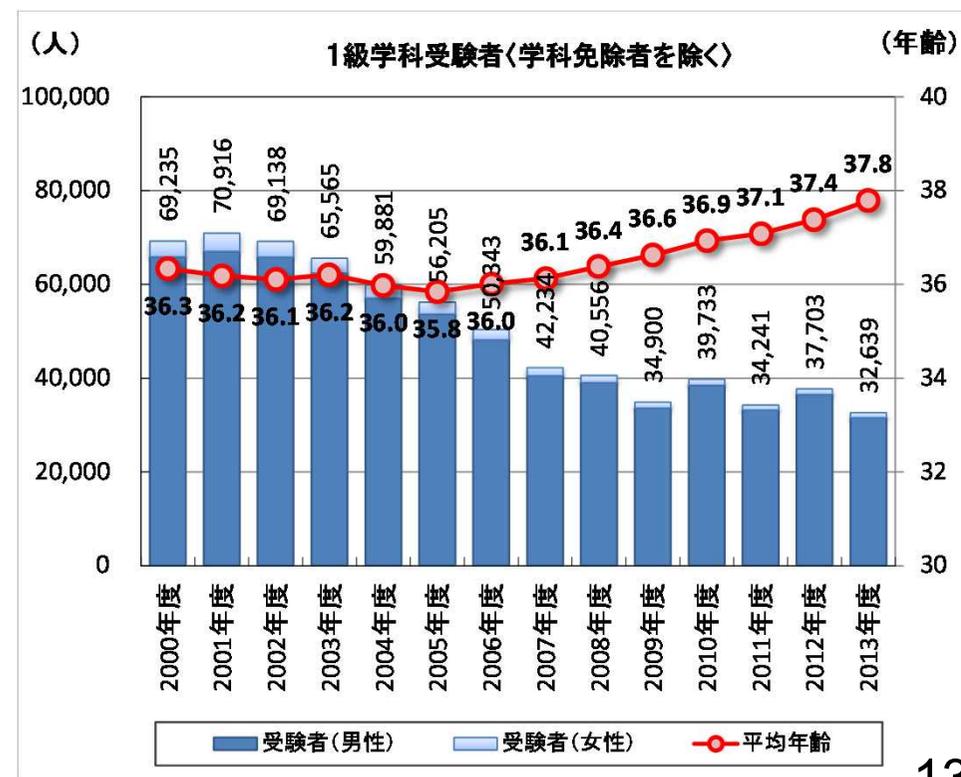
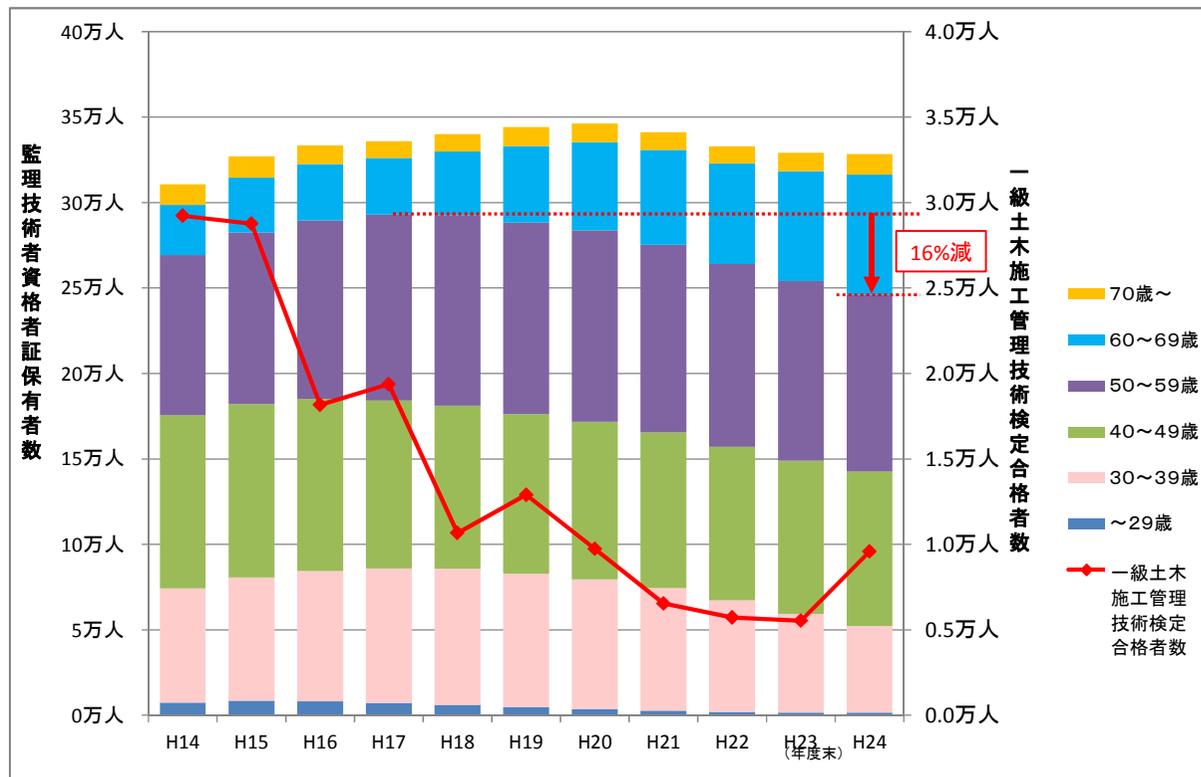
## ＜ 建設業界の現状 ＞

- 技術者の高齢化の進展、若年層の減少
- 業界からも技術者不足の声

## ＜ 技術検定試験の現状 ＞

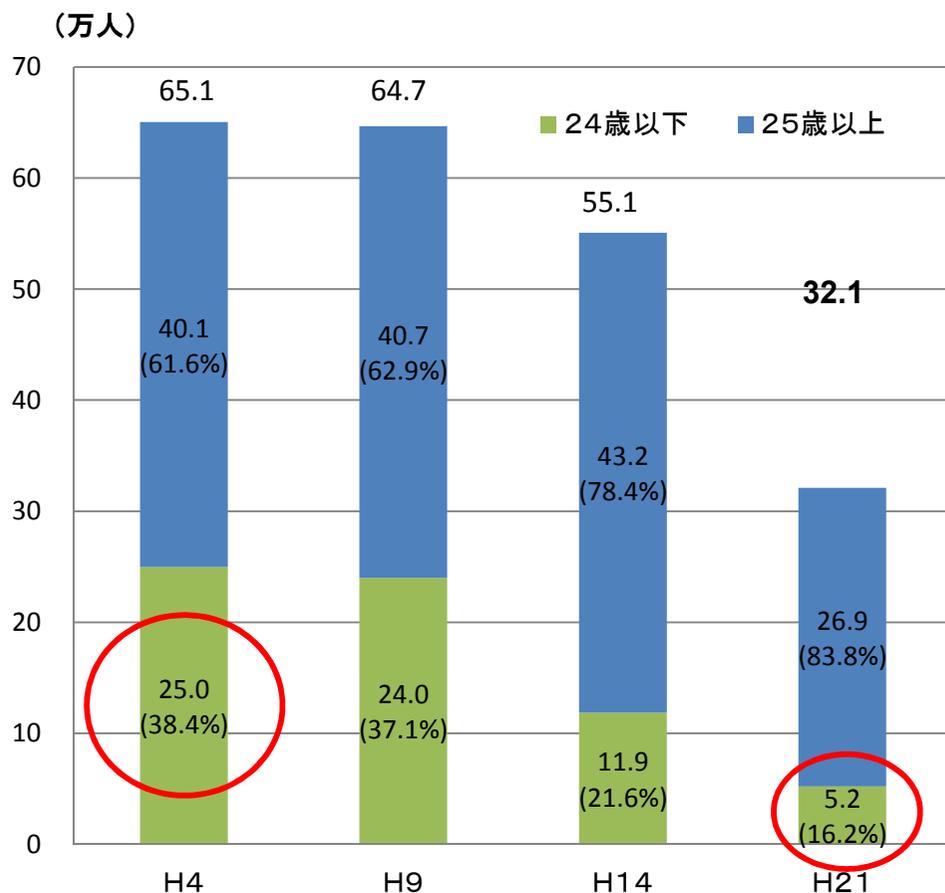
- 受験者数の減少
- 受験者の平均年齢の高齢化

将来の適正な施工の確保及び企業の技術力の維持・継承に向けて  
**若手技術者等の確保・育成**が求められる

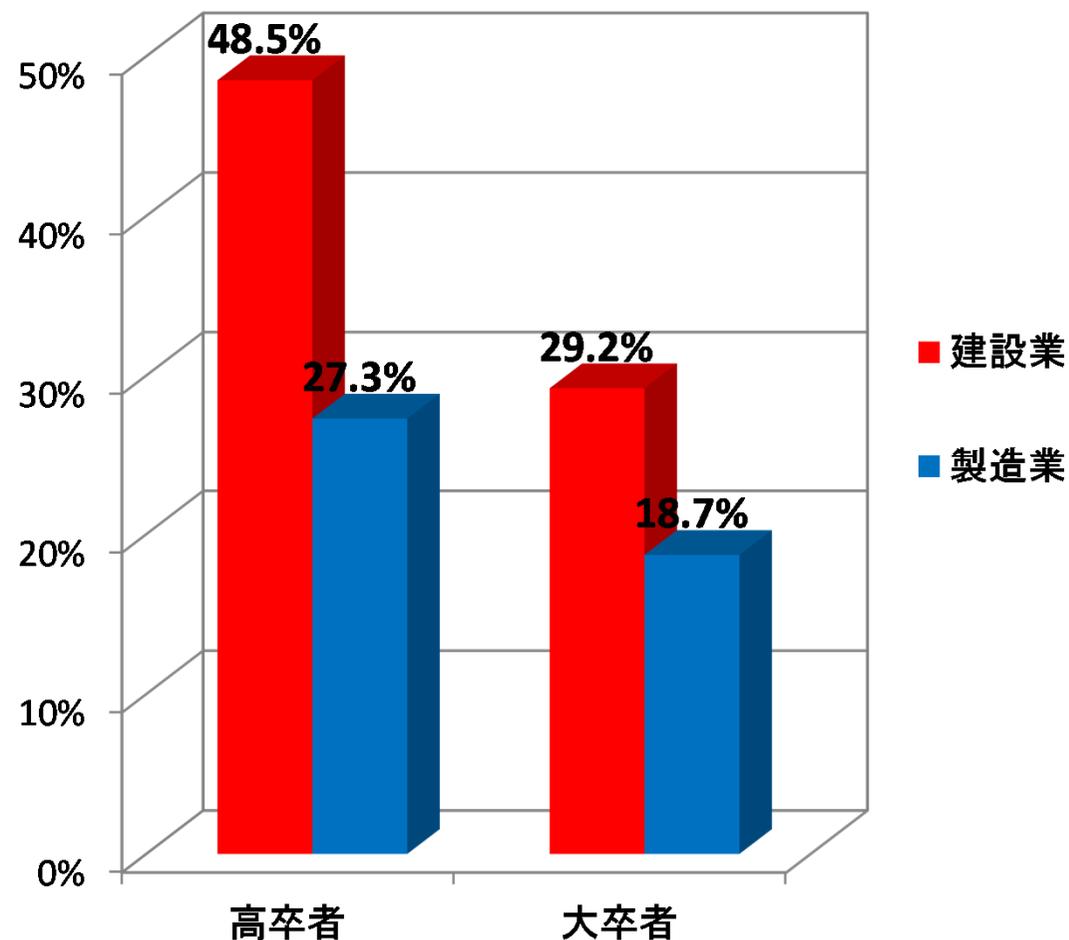


# 建設業の新規入職状況と離職状況

## 入職者数の推移



## 就職後3年以内の離職率(H23.3卒業者)



出典：厚生労働省「雇用動向調査」

注1) 入職者：常用労働者のうち、調査対象期間中に事業所が新たに採用した者をいい、他企業からの出向者・出向復帰者を含み、同一企業内の他事業所からの転入者を除く。

離職者：常用労働者のうち、調査対象期間中に事業所を退職したり、解雇された者のことをいい、他企業への出向者・出向復帰者を含み、同一企業内の他事業所への転出者を除く。離職率は、在籍者(常用労働者数)に対する離職者の割合。

# 技術検定の受検資格の概要(現行)

## ○1級の受検資格(令第27条の5第1項)

学 歴 等	受検に必要な実務経験年数※1	
	指 定 学 科	指 定 学 科 以 外
大 学	卒業後 3年以上	卒業後4年6ヶ月以上
短期大学、高等専門学校	卒業後 5年以上	卒業後7年6ヶ月以上
高 等 学 校	卒業後8年以上※2	卒業後11年6ヶ月以上
中 等 学 校	卒業後15年以上	
2級技術検定合格者	2級合格後3年以上※2	

※1 実務経験の年数には、指導監督の実務経験年数1年以上が含まれていなければならない

※2 「専任の監理技術者もとの実務経験2年以上」を満たさない場合には、+2年の実務経験が必要

## ○2級の受検資格(令第27条の5第2項)

学 歴 等	受検に必要な実務経験年数		
	指 定 学 科		指 定 学 科 以 外
	学 科 試 験	実 地 試 験	
大 学	条件なし※3	卒業後1年以上	卒業後1年6ヶ月以上
短期大学、高等専門学校	条件なし※3	卒業後2年以上	卒業後3年以上
高 等 学 校	条件なし※3	卒業後3年以上	卒業後4年6ヶ月以上
上 記 以 外	8 年 以 上		

※3 試験と同年度に卒業見込みの者は、学科試験のみ受験することが可能

# 2級技術検定(施工管理技士試験)学科試験の早期受験

○2級学科試験の受験資格から実務経験を不要とし、早期受験が可能



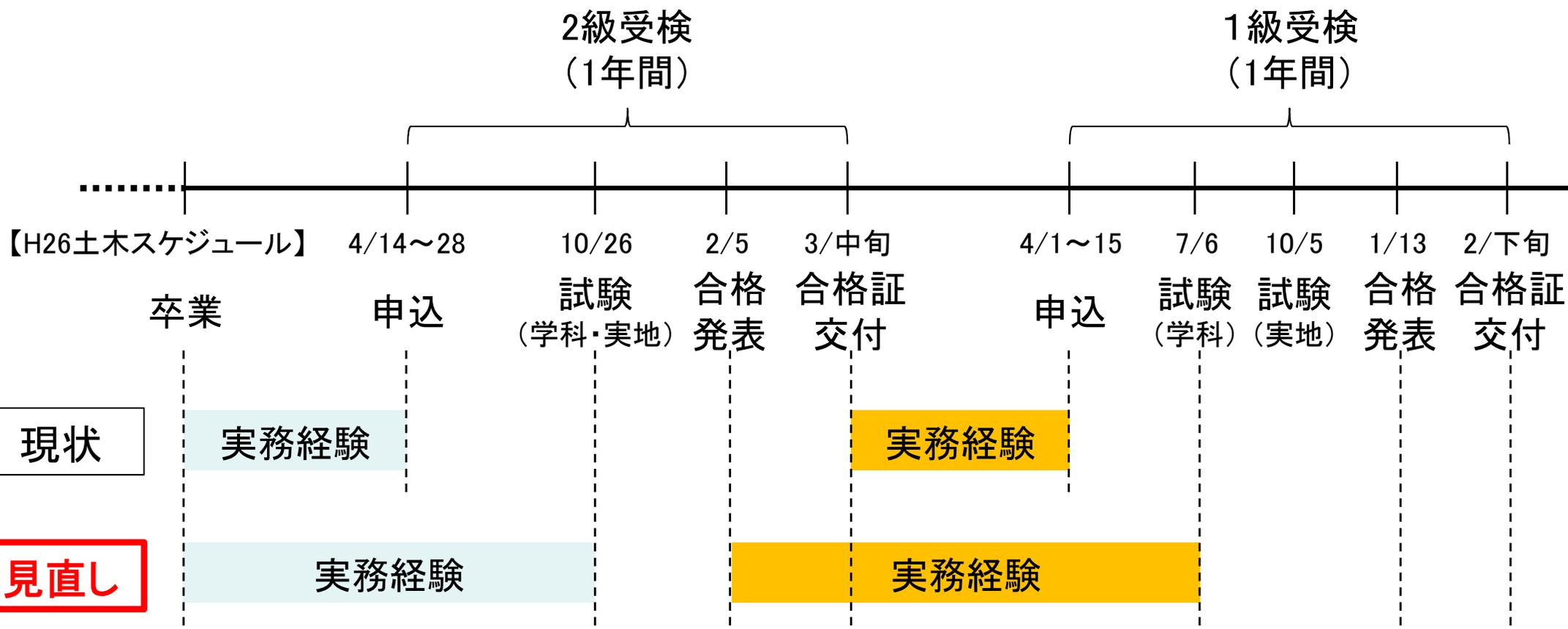
※今後の改正手続等において変更となる可能性がある

- 工業高校の協力のもと、平成27年度試験より拡大
- 受験者数が一定程度見込まれ、現状受験地より遠く離れた都市に追加

検定種目	H26年度 受験地	H27年度 追加予定
建築 施工管理	計13都市 (26会場)	<b>6都市追加</b> <b>【帯広、秋田、長野、 岡山、出雲、高知】</b>
電気工事 施工管理	計13都市 (14会場)	
管工事 施工管理	計13都市 (18会場)	<b>1都市追加</b> <b>【宇都宮】</b>
造園 施工管理	計13都市 (13会場)	

# 技術検定の早期受験

- 受験年度の実務経験を受験要件として計上することで、実務経験を有するものは早期に受験可能とする
- 併せて虚偽申請への対策として罰則を強化する



## 不正行為に対する罰則強化

【現状】 合格の取り消しのみ

⇒ 【見直し】 不正の手段によって技術検定を受けた者は、合格の取り消しに加え、最長で三年間受検禁止とする